

早期退職に係る募集実施要項

組織の年齢別人員構成を適正化し、組織の活性化を図ることを目的として、次のとおり早期退職希望者の募集(国家公務員退職手当法(昭和28年法律第182号)第8条の2第1項第1号)を行う。

1 募集の対象

防衛省に勤務するもののうち、一般職の職員の給与に関する法律(昭和25年法律第95号)別表第1イ行政職俸給表(一)9級以上の同俸給表の適用を受ける職員及び別表第11指定職俸給表の適用を受ける職員で、平成27年4月1日に「勤続20年以上」かつ「定年から15年を減じた年齢以上」の者(注1参照)

2 募集人数

若干名

3 募集期間(約2か月間)

平成27年7月22日(水)0930から

平成27年9月11日(金)1815まで

※ 都合により募集の期間を延長したときは直ちにその旨周知する。

4 退職すべき期間

平成27年8月17日(月)から平成27年11月1日(日)まで

※ 認定後、上記期間内から退職すべき期日を定め、通知する。

※ 認定後に生じた事情により退職すべき期日に退職されると公務の能率的な運営の確保に著しい支障を及ぼすことになる場合には、その旨及びその理由を明示し、職員本人の書面による同意を得た上で、公務の能率的な運営を確保するために必要な限度で当該期日を延期することがあり得る。

5 応募の手続

(1) 応募しようとする職員は、「応募申請書」(別紙様式第1)に必要事項を記入の上、募集の期間内に、下記受付担当宛てに持参、郵送又は電子メールにより提出する。

なお、郵送の場合は、書留郵便で提出し、電子メールの場合は、提出後、募集期間内に、受付担当に対し受信の確認を行うものとする。(受信の確認がないものは、無効とする。)

※ 応募申請書の到達日時は、郵送の場合にあっては、消印日(募集期間末日の消印まで有効)、電子メールの場合にあっては、当該メールの受信日時とする。

(2) 選定後、認定又は不認定の通知書を交付する。

※ 平成27年9月18日（金）までに通知する予定。

※ 不認定になる場合は、(注2)のとおり。

(3) 応募申請書の提出後、応募を取り下げたい場合には、「応募取下げ申請書」(別紙様式第2)を退職すべき期日の前日までに提出する。

なお、郵送の場合は、書留郵便で退職すべき期日の前日までに届くように郵送するものとし(届かないものは、無効とする。)、電子メールの場合は、退職すべき期日の前日までにメールを送信し、受付担当に対し受信の確認を行うものとする(受信の確認がないものは、無効とする。)

6 本件に関する相談先(受付担当)

〒162-8801 東京都新宿区市谷本村町5-1

大臣官房秘書課担当(指定職受付)

電話番号(外線):

(内線):

電子メールアドレス(部内系又は部外系のいずれかを選択し、メールを送信)

(部内系):

及び

(部外系):

及び

大臣官房秘書課担当(行政職(一)9級以上受付)

電話番号(外線):

(内線):

電子メールアドレス(部内系又は部外系のいずれかを選択し、メールを送信)

(部内系):

及び

(部外系):

及び

(注1) 次の(1)から(4)までのいずれかに該当する職員は応募することができない

(1) 非常勤職員

(2) 臨時的任用職員、法律により任期を定めて任用される職員

(3) 平成27年11月1日(日)までに定年に達する職員

(4) 平成27年7月22日(水)(募集開始日)において懲戒処分(ただし、故意又は重過失によらないで管理・監督に係る職務を怠った場合における懲戒処分を除く。以下同じ。)を受けている者又は平成27年7月22日(水)から平成27年9月11日(金)まで(募集期間内)に懲戒処分を受けた者

(注2) 応募者が、次の(1)から(4)までのいずれかに該当する場合には、不認定となる。

- (1) この募集実施要項に適合しない場合
- (2) 応募後に懲戒処分を受けた場合
- (3) 懲戒処分をうけるべき行為をしたことを疑うに足りる相当な理由がある場合その他応募者に対し認定を行うことが公務に対する国民の信頼を確保する上で支障が生ずると認められる場合
- (4) 引き続き職務に従事することが公務の能率的運営を確保し、又は長期的な人事管理を計画的に推進するために特に必要であると認める場合

早期退職に係る募集実施要項

組織の年齢別人員構成を適正化し、組織の活性化を図ることを目的として、次のとおり早期退職希望者の募集(国家公務員退職手当法(昭和28年法律第182号)第8条の2第1項第1号)を行う。

1 募集の対象

防衛省に勤務するもののうち、一般職の職員の給与に関する法律(昭和25年法律第95号)別表第11指定職俸給表の適用を受ける職員で、平成28年4月1日に「勤続20年以上」かつ「定年から15年を減じた年齢以上」の者(注1参照)

2 募集人数

若干名

3 募集期間(約3週間)

平成28年3月10日(木)0930から

平成28年4月1日(金)1815まで

※ 都合により募集の期間を延長したときは直ちにその旨周知する。

4 退職すべき期間

平成28年3月28日(月)から平成28年4月30日(土)まで

※ 認定後、上記期間内から退職すべき期日を定め、通知する。

※ 認定後に生じた事情により退職すべき期日に退職されると公務の能率的な運営の確保に著しい支障を及ぼすことになる場合には、その旨及びその理由を明示し、職員本人の書面による同意を得た上で、公務の能率的な運営を確保するために必要な限度で当該期日を延期することがあり得る。

5 応募の手続

(1) 応募しようとする職員は、「応募申請書」(別紙様式第1)に必要事項を記入の上、募集の期間内に、下記受付担当宛てに持参、郵送又は電子メールにより提出する。

なお、郵送の場合は、書留郵便で提出し、電子メールの場合は、提出後、募集期間内に、受付担当に対し受信の確認を行うものとする。(受信の確認がないものは、無効とする。)

※ 応募申請書の到達日時は、郵送の場合にあっては、消印日(募集期間末日の消印まで有効)、電子メールの場合にあっては、当該メールの受信日時とする。

(2) 選定後、認定又は不認定の通知書を交付する。

※ 平成28年4月1日(金)までに通知する予定。

※ 不認定になる場合は、(注2)のとおり。

- (3) 応募申請書の提出後、応募を取り下げたい場合には、「応募取下げ申請書」(別紙様式第2)を退職すべき期日の前日までに下記受付担当宛てに持参、郵送又は電子メールにより提出する。

なお、郵送の場合は、書留郵便で退職すべき期日の前日までに届くように郵送するものとし(届かないものは、無効とする。)、電子メールの場合は、退職すべき期日の前日までにメールを送信し、受付担当に対し受信の確認を行うものとする(受信の確認がないものは、無効とする。)

6 本件に関する相談先(受付担当)

〒162-8801 東京都新宿区市谷本村町5-1

大臣官房秘書課担当

電話番号(外線):

(内線):

電子メールアドレス(部内系又は部外系のいずれかを選択し、メールを送信)

(部内系): 及び

(部外系): 及び

(注1) 次の(1)から(4)までのいずれかに該当する職員は応募することができない

- (1) 非常勤職員
- (2) 臨時的任用職員、法律により任期を定めて任用される職員
- (3) 平成28年4月30日(土)までに定年に達する職員
- (4) 平成28年3月10日(木)(募集開始日)において懲戒処分(ただし、故意又は重過失によらないで管理・監督に係る職務を怠った場合における懲戒処分を除く。以下同じ。)を受けている者又は平成28年3月10日(木)から平成28年4月1日(金)まで(募集期間内)に懲戒処分を受けた者

(注2) 応募者が、次の(1)から(4)までのいずれかに該当する場合には、不認定となる。

- (1) この募集実施要項に適合しない場合
- (2) 応募後に懲戒処分を受けた場合
- (3) 懲戒処分を受けるべき行為をしたことを疑うに足りる相当な理由がある場合その他応募者に対し認定を行うことが公務に対する国民の信頼を確保する上で支障が生ずると認められる場合
- (4) 引き続き職務に従事することが公務の能率的運営を確保し、又は長期的な人事管理を計画的に推進するために特に必要であると認める場合

早期退職に係る募集実施要項

1 募集の目的

組織の年齢別人員構成を適正化し、組織の活性化を図ることを目的として、次のとおり早期退職希望者の募集（国家公務員退職手当法（昭和28年法律第182号）第8条の2第1項第1号）を行う。

2 募集の対象

平成27年5月1日現在で53歳に達している1等陸佐である陸上自衛官（注1参照）

3 募集人数

2名程度

4 募集の期間（約2週間）

平成27年4月1日（水）0900から

平成27年4月14日（火）1700まで

※ 都合により募集の期間を延長したときは直ちにその旨周知する。

5 退職すべき期間

平成27年5月1日（金）から平成27年5月31日（日）

※ 認定後、上記期間内から退職すべき期日を定め、通知する。

※ 認定後に生じた事情により退職すべき期日に退職されると公務の能率的な運営の確保に著しい支障を及ぼすことになる場合には、その旨及び理由を明示し、隊員本人の書面による同意を得た上で、公務の能率的な運営を確保するために必要な限度で当該期日を延期することがあり得る。

6 応募の手続き

- (1) 応募をしようとする隊員は、「応募申請書」(別紙第1)に必要事項を記入の上、募集の期間内に、受付窓口(所属部隊等の長が指名する者(人事担当者等))に持参により提出する。
- (2) 選定後、認定又は不認定の通知書を交付する。
 - ア 退職すべき期日の2週間前までに通知する予定
 - イ 不認定になる場合は(注2)のとおり
- (3) 応募申請書の提出後、応募を取り下げたい場合には、「応募取下げ申請書」(別紙第2)を退職すべき期日の前日までに応募申請書と同様の方法で提出する。

7 本件に関する相談先

陸上幕僚監部人事部 補任課長 XXXXXXXXXX

(注1) 次のいずれかに該当する職員は応募をすることができない。

- ① 非常勤職員
- ② 臨時的任用職員、法律により任期を定めて任用される職員
- ③ 平成27年5月31日(日)までに定年に達する職員
- ④ 平成27年4月1日(水)(募集開始日)において懲戒処分(ただし、故意又は重過失によらないで管理・監督に係る職務を怠った場合における懲戒処分を除く。以下同じ。)を受けている者又は平成27年4月1日(水)から平成27年4月14日(火)まで(募集の期間内)に懲戒処分を受けた者

(注2) 応募者が、次のいずれかに該当する場合には、不認定となる。

- ① この募集実施要項に適合しない場合
- ② 応募後に、懲戒処分を受けた場合
- ③ 懲戒処分を受けるべき行為をしたことを疑うに足りる相当な理由がある場合その他応募者に対し認定を行うことが公務に対する国民の信頼を確保する上で支障を生ずると認められる場合
- ④ 引き続き職務に従事することが公務の能率的運営を確保し、又は長期的な人事管理を計画的に推進するために特に必要であると認める場合

早期退職に係る募集実施要項

1 募集の目的

組織の年齢別人員構成を適正化し、組織の活性化を図ることを目的として、次のとおり早期退職希望者の募集（国家公務員退職手当法（昭和28年法律第182号）第8条の2第1項第1号）を行う。

2 募集の対象

陸将である自衛官（陸上幕僚長及び方面総監の官職にある者を除く。）であって、平成27年8月1日現在、56歳以上の者（注1参照）

3 募集人数

5名程度

4 募集の期間（約2週間）

平成27年6月9日（火）0900から

平成27年6月22日（月）1700まで

※ 都合により募集の期間を延長したときは直ちにその旨周知する。

5 退職すべき期間

平成27年8月1日（土）から平成27年8月31日（月）まで

※ 認定後、上記期間内から退職すべき期日を定め、通知する。

認定後に生じた事情により退職すべき期日に退職されると公務の能率的な運営の確保に著しい支障を及ぼすことになる場合には、その旨及び理由を明示し、隊員本人の書面による同意を得た上で、公務の能率的な運営を確保するために必要な限度で当該期日を延期することがある。

6 応募の手続

- (1) 応募をしようとする隊員は、「応募申請書」（別紙第1）に必要事項を記入の上、募集の期間内に、受付窓口（所属部隊等の長が指名する者（人事担当者等））に持参により提出する。

- (2) 選定後、認定又は不認定の通知書を交付する。
- ア 退職すべき期日の2週間前までに通知する予定
 - イ 不認定になる場合は(注2)のとおり
- (3) 応募申請書の提出後、応募を取り下げたい場合には、「応募取下げ申請書」(別紙第2)を退職すべき期日の前日までに応募申請書と同様の方法で提出する。

7 本件に関する相談先

陸上幕僚監部人事部 人事部長 (電話 XXXXXXXXXX)

(注1) 次のいずれかに該当する職員は応募をすることができない。

- ① 非常勤職員
- ② 臨時的任用職員、法律により任期を定めて任用される職員
- ③ 平成27年8月31日(月)までに定年に達する職員
- ④ 平成27年6月9日(火)(募集開始日)において懲戒処分(ただし、故意又は重過失によらないで管理・監督に係る職務を怠った場合における懲戒処分を除く。以下同じ。)を受けている者又は平成27年6月9日(火)から平成27年6月22日(月)まで(募集の期間内)に懲戒処分を受けた者

(注2) 応募者が、次のいずれかに該当する場合には、不認定となる。

- ① この募集実施要項に適合しない場合
- ② 応募後に、懲戒処分を受けた場合
- ③ 懲戒処分を受けるべき行為をしたことを疑うに足りる相当な理由がある場合その他応募者に対し認定を行うことが公務に対する国民の信頼を確保する上で支障を生ずると認められる場合
- ④ 引き続き職務に従事することが公務の能率的運営を確保し、又は長期的な人事管理を計画的に推進するために特に必要であると認める場合

早期退職に係る募集実施要項

1 募集の目的

組織の年齢別人員構成を適正化し、組織の活性化を図ることを目的として、次のとおり早期退職希望者の募集（国家公務員退職手当法（昭和28年法律第182号）第8条の2第1項第1号）を行う。

2 募集の対象

陸将補である自衛官であって、平成27年8月1日現在、56歳以上の者（注1参照）

3 募集人数

7名程度

4 募集の期間（約2週間）

平成27年6月9日（火）0900から

平成27年6月22日（月）1700まで

※ 都合により募集の期間を延長したときは直ちにその旨周知する。

5 退職すべき期間

平成27年8月1日（土）から平成27年8月31日（月）まで

※ 認定後、上記期間内から退職すべき期日を定め、通知する。

認定後に生じた事情により退職すべき期日に退職されると公務の能率的な運営の確保に著しい支障を及ぼすことになる場合には、その旨及び理由を明示し、隊員本人の書面による同意を得た上で、公務の能率的な運営を確保するために必要な限度で当該期日を延期することがある。

6 応募の手続

- (1) 応募をしようとする隊員は、「応募申請書」（別紙第1）に必要事項を記入の上、募集の期間内に、受付窓口（所属部隊等の長が指名する者（人事担当者等））に持参により提出する。

- (2) 選定後、認定又は不認定の通知書を交付する。
- ア 退職すべき期日の2週間前までに通知する予定
 - イ 不認定になる場合は(注2)のとおり
- (3) 応募申請書の提出後、応募を取り下げたい場合には、「応募取下げ申請書」(別紙第2)を退職すべき期日の前日までに応募申請書と同様の方法で提出する。

7 本件に関する相談先

陸上幕僚監部人事部 人事部長 (電話 XXXXXXXXXX)

(注1) 次のいずれかに該当する職員は応募をすることができない。

- ① 非常勤職員
- ② 臨時的任用職員、法律により任期を定めて任用される職員
- ③ 平成27年8月31日(月)までに定年に達する職員
- ④ 平成27年6月9日(火)(募集開始日)において懲戒処分(ただし、故意又は重過失によらないで管理・監督に係る職務を怠った場合における懲戒処分を除く。以下同じ。)を受けている者又は平成27年6月9日(火)から平成27年6月22日(月)まで(募集の期間内)に懲戒処分を受けた者

(注2) 応募者が、次のいずれかに該当する場合には、不認定となる。

- ① この募集実施要項に適合しない場合
- ② 応募後に、懲戒処分を受けた場合
- ③ 懲戒処分を受けるべき行為をしたことを疑うに足りる相当な理由がある場合その他応募者に対し認定を行うことが公務に対する国民の信頼を確保する上で支障を生ずると認められる場合
- ④ 引き続き職務に従事することが公務の能率的運営を確保し、又は長期的な人事管理を計画的に推進するために特に必要であると認める場合

早期退職に係る募集実施要項

1 募集の目的

組織の年齢別人員構成を適正化し、組織の活性化を図ることを目的として、次のとおり早期退職希望者の募集（国家公務員退職手当法（昭和28年法律第182号）第8条の2第1項第1号）を行う。

2 募集の対象

1等陸佐である自衛官であって、平成27年8月1日現在、54歳以上の者（注1参照）

3 募集人数

10名程度

4 募集の期間（約2週間）

平成27年6月9日（火）0900から

平成27年6月22日（月）1700まで

※ 都合により募集の期間を延長したときは直ちにその旨周知する。

5 退職すべき期日

平成27年8月1日（土）

※ 認定後に生じた事情により退職すべき期日に退職されると公務の能率的な運営の確保に著しい支障を及ぼすことになる場合には、その旨及び理由を明示し、隊員本人の書面による同意を得た上で、公務の能率的な運営を確保するために必要な限度で当該期日を延期することがある。

6 応募の手続

- (1) 応募をしようとする隊員は、「応募申請書」（別紙第1）に必要事項を記入の上、募集の期間内に、受付窓口（所属部隊等の長が指名する者（人事担当者等））に持参により提出する。

- (2) 選定後、認定又は不認定の通知書を交付する。
- ア 退職すべき期日の2週間前までに通知する予定
 - イ 不認定になる場合は(注2)のとおり
- (3) 応募申請書の提出後、応募を取り下げたい場合には、「応募取下げ申請書」(別紙第2)を退職すべき期日の前日までに応募申請書と同様の方法で提出する。

7 本件に関する相談先

陸上幕僚監部人事部 補任課長 (電話 XXXXXXXXXX)

(注1) 次のいずれかに該当する職員は応募をすることができない。

- ① 非常勤職員
- ② 臨時的任用職員、法律により任期を定めて任用される職員
- ③ 平成27年8月1日(土)までに定年に達する職員
- ④ 平成27年6月9日(火)(募集開始日)において懲戒処分(ただし、故意又は重過失によらないで管理・監督に係る職務を怠った場合における懲戒処分を除く。以下同じ。)を受けている者又は平成27年6月9日(火)から平成27年6月22日(月)まで(募集の期間内)に懲戒処分を受けた者

(注2) 応募者が、次のいずれかに該当する場合には、不認定となる。

- ① この募集実施要項に適合しない場合
- ② 応募後に、懲戒処分を受けた場合
- ③ 懲戒処分を受けるべき行為をしたことを疑うに足りる相当な理由がある場合その他応募者に対し認定を行うことが公務に対する国民の信頼を確保する上で支障を生ずると認められる場合
- ④ 引き続き職務に従事することが公務の能率的運営を確保し、又は長期的な人事管理を計画的に推進するために特に必要であると認める場合

早期退職に係る募集実施要項

1 募集の目的

組織の年齢別人員構成を適正化し、組織の活性化を図ることを目的として、次のとおり早期退職希望者の募集（国家公務員退職手当法（昭和28年法律第182号）第8条の2第1項第1号）を行う。

2 募集の対象

陸将である自衛官（陸上幕僚長及び方面総監の官職にある者を除く。）であって、平成27年12月1日現在、56歳以上の者（注1参照）

3 募集人数

2名程度

4 募集の期間（約2週間）

平成27年10月20日（火）0900から

平成27年11月2日（月）1700まで

※ 都合により募集の期間を延長したときは直ちにその旨周知する。

5 退職すべき期間

平成27年12月1日（火）から平成27年12月31日（木）まで

※ 認定後、上記期間内から退職すべき期日を定め、通知する。

認定後に生じた事情により退職すべき期日に退職されると公務の能率的な運営の確保に著しい支障を及ぼすことになる場合には、その旨及び理由を明示し、隊員本人の書面による同意を得た上で、公務の能率的な運営を確保するために必要な限度で当該期日を延期することがある。

6 応募の手続

- (1) 応募をしようとする隊員は、「応募申請書」（別紙第1）に必要事項を記入の上、募集の期間内に、受付窓口（所属部隊等の長が指名する者（人事担当者等））に持参により提出する。

- (2) 選定後、認定又は不認定の通知書を交付する。
- ア 退職すべき期日の2週間前までに通知する予定
 - イ 不認定になる場合は(注2)のとおり。
- (3) 応募申請書の提出後、応募を取り下げたい場合には、「応募取下げ申請書」(別紙第2)を退職すべき期日の前日までに応募申請書と同様の方法で提出する。

7 本件に関する相談先

陸上幕僚監部人事部 人事部長 (電話 XXXXXXXXXX)

(注1) 次のいずれかに該当する職員は応募をすることができない。

- ① 非常勤職員
- ② 臨時的任用職員、法律により任期を定めて任用される職員
- ③ 平成27年12月31日(木)までに定年に達する職員
- ④ 平成27年10月20日(火)(募集開始日)において懲戒処分(ただし、故意又は重過失によらないで管理・監督に係る職務を怠った場合における懲戒処分を除く。以下同じ。)を受けている者又は平成27年10月20日(火)から平成27年11月2日(月)まで(募集の期間内)に懲戒処分を受けた者

(注2) 応募者が、次のいずれかに該当する場合には、不認定となる。

- ① この募集実施要項に適合しない場合
- ② 応募後に、懲戒処分を受けた場合
- ③ 懲戒処分を受けるべき行為をしたことを疑うに足りる相当な理由がある場合その他応募者に対し認定を行うことが公務に対する国民の信頼を確保する上で支障を生ずると認められる場合
- ④ 引き続き職務に従事することが公務の能率的運営を確保し、又は長期的な人事管理を計画的に推進するために特に必要であると認める場合

早期退職に係る募集実施要項

1 募集の目的

組織の年齢別人員構成を適正化し、組織の活性化を図ることを目的として、次のとおり早期退職希望者の募集（国家公務員退職手当法（昭和28年法律第182号）第8条の2第1項第1号）を行う。

2 募集の対象

陸将補である自衛官であって、平成27年12月1日現在、56歳以上の者（注1参照）

3 募集人数

3名程度

4 募集の期間（約2週間）

平成27年10月20日（火）0900から

平成27年11月2日（月）1700まで

※ 都合により募集の期間を延長したときは直ちにその旨周知する。

5 退職すべき期間

平成27年12月1日（火）から平成27年12月31日（木）まで

※ 認定後、上記期間内から退職すべき期日を定め、通知する。

認定後に生じた事情により退職すべき期日に退職されると公務の能率的な運営の確保に著しい支障を及ぼすことになる場合には、その旨及び理由を明示し、隊員本人の書面による同意を得た上で、公務の能率的な運営を確保するために必要な限度で当該期日を延期することがある。

6 応募の手続

- (1) 応募をしようとする隊員は、「応募申請書」（別紙第1）に必要事項を記入の上、募集の期間内に、受付窓口（所属部隊等の長が指名する者（人事担当者等））に持参により提出する。

- (2) 選定後、認定又は不認定の通知書を交付する。
- ア 退職すべき期日の2週間前までに通知する予定
 - イ 不認定になる場合は(注2)のとおり。
- (3) 応募申請書の提出後、応募を取り下げたい場合には、「応募取下げ申請書」(別紙第2)を退職すべき期日の前日までに応募申請書と同様の方法で提出する。

7 本件に関する相談先

陸上幕僚監部人事部 人事部長 (電話 XXXXXXXXXX)

(注1) 次のいずれかに該当する職員は応募をすることができない。

- ① 非常勤職員
- ② 臨時的任用職員、法律により任期を定めて任用される職員
- ③ 平成27年12月31日(木)までに定年に達する職員
- ④ 平成27年10月20日(火)(募集開始日)において懲戒処分(ただし、故意又は重過失によらないで管理・監督に係る職務を怠った場合における懲戒処分を除く。以下同じ。)を受けている者又は平成27年10月20日(火)から平成27年11月2日(月)まで(募集の期間内)に懲戒処分を受けた者

(注2) 応募者が、次のいずれかに該当する場合には、不認定となる。

- ① この募集実施要項に適合しない場合
- ② 応募後に、懲戒処分を受けた場合
- ③ 懲戒処分を受けるべき行為をしたことを疑うに足りる相当な理由がある場合その他応募者に対し認定を行うことが公務に対する国民の信頼を確保する上で支障を生ずると認められる場合
- ④ 引き続き職務に従事することが公務の能率的運営を確保し、又は長期的な人事管理を計画的に推進するために特に必要であると認める場合

早期退職に係る募集実施要項

1 募集の目的

組織の年齢別人員構成を適正化し、組織の活性化を図ることを目的として、次のとおり早期退職希望者の募集（国家公務員退職手当法（昭和28年法律第182号）第8条の2第1項第1号）を行う。

2 募集の対象

1等陸佐である自衛官であって、平成27年12月1日現在、55歳以上の者（注1参照）

3 募集人数

13名程度

4 募集の期間（約2週間）

平成27年10月20日（火）0900から

平成27年11月2日（月）1700まで

※ 都合により募集の期間を延長したときは直ちにその旨周知する。

5 退職すべき期日

平成27年12月1日（火）

※ 認定後に生じた事情により退職すべき期日に退職されると公務の能率的な運営の確保に著しい支障を及ぼすことになる場合には、その旨及び理由を明示し、隊員本人の書面による同意を得た上で、公務の能率的な運営を確保するために必要な限度で当該期日を延期することがある。

6 応募の手続

- (1) 応募をしようとする隊員は、「応募申請書」（別紙第1）に必要事項を記入の上、募集の期間内に、受付窓口（所属部隊等の長が指名する者（人事担当者等））に持参により提出する。

- (2) 選定後、認定又は不認定の通知書を交付する。
- ア 退職すべき期日の2週間前までに通知する予定
 - イ 不認定になる場合は(注2)のとおり。
- (3) 応募申請書の提出後、応募を取り下げたい場合には、「応募取下げ申請書」(別紙第2)を退職すべき期日の前日までに応募申請書と同様の方法で提出する。

7 本件に関する相談先

陸上幕僚監部人事部 補任課長 (電話 XXXXXXXXXX)

(注1) 次のいずれかに該当する職員は応募をすることができない。

- ① 非常勤職員
- ② 臨時的任用職員、法律により任期を定めて任用される職員
- ③ 平成27年12月1日(火)までに定年に達する職員
- ④ 平成27年10月20日(火)(募集開始日)において懲戒処分(ただし、故意又は重過失によらないで管理・監督に係る職務を怠った場合における懲戒処分を除く。以下同じ。)を受けている者又は平成27年10月20日(火)から平成27年11月2日(月)まで(募集の期間内)に懲戒処分を受けた者

(注2) 応募者が、次のいずれかに該当する場合には、不認定となる。

- ① この募集実施要項に適合しない場合
- ② 応募後に、懲戒処分を受けた場合
- ③ 懲戒処分を受けるべき行為をしたことを疑うに足りる相当な理由がある場合その他応募者に対し認定を行うことが公務に対する国民の信頼を確保する上で支障を生ずると認められる場合
- ④ 引き続き職務に従事することが公務の能率的運営を確保し、又は長期的な人事管理を計画的に推進するために特に必要であると認める場合

早期退職に係る募集実施要項

1 募集の目的

組織の年齢別人員構成を適正化し、組織の活性化を図ることを目的として、次のとおり早期退職希望者の募集（国家公務員退職手当法（昭和28年法律第182号）第8条の2第1項第1号）を行う。

2 募集の対象

1等陸佐である自衛官であって、平成27年12月18日現在、55歳以上の者（注1参照）

3 募集人数

3名程度

4 募集の期間（約2週間）

平成27年11月4日（水）0900から

平成27年11月17日（火）1700まで

※ 都合により募集の期間を延長したときは直ちにその旨周知する。

5 退職すべき期日

平成27年12月18日（金）

※ 認定後に生じた事情により退職すべき期日に退職されると公務の能率的な運営の確保に著しい支障を及ぼすことになる場合には、その旨及び理由を明示し、隊員本人の書面による同意を得た上で、公務の能率的な運営を確保するために必要な限度で当該期日を延期することがある。

6 応募の手続

- (1) 応募をしようとする隊員は、「応募申請書」（別紙第1）に必要事項を記入の上、募集の期間内に、受付窓口（所属部隊等の長が指名する者（人事担当者等））に持参により提出する。

- (2) 選定後、認定又は不認定の通知書を交付する。
- ア 退職すべき期日の2週間前までに通知する予定
 - イ 不認定になる場合は(注2)のとおり。
- (3) 応募申請書の提出後、応募を取り下げたい場合には、「応募取下げ申請書」(別紙第2)を退職すべき期日の前日までに応募申請書と同様の方法で提出する。

7 本件に関する相談先

陸上幕僚監部人事部 補任課長 (電話 XXXXXXXXXX)

(注1) 次のいずれかに該当する職員は応募をすることができない。

- ① 非常勤職員
- ② 臨時的任用職員、法律により任期を定めて任用される職員
- ③ 平成27年12月18日(金)までに定年に達する職員
- ④ 平成27年11月4日(水)(募集開始日)において懲戒処分(ただし、故意又は重過失によらないで管理・監督に係る職務を怠った場合における懲戒処分を除く。以下同じ。)を受けている者又は平成27年11月4日(水)から平成27年11月17日(火)まで(募集の期間内)に懲戒処分を受けた者

(注2) 応募者が、次のいずれかに該当する場合には、不認定となる。

- ① この募集実施要項に適合しない場合
- ② 応募後に、懲戒処分を受けた場合
- ③ 懲戒処分を受けるべき行為をしたことを疑うに足りる相当な理由がある場合その他応募者に対し認定を行うことが公務に対する国民の信頼を確保する上で支障を生ずると認められる場合
- ④ 引き続き職務に従事することが公務の能率的運営を確保し、又は長期的な人事管理を計画的に推進するために特に必要であると認める場合

早期退職に係る募集実施要項

1 募集の目的

組織の年齢別人員構成を適正化し、組織の活性化を図ることを目的として、次のとおり早期退職希望者の募集（国家公務員退職手当法（昭和28年法律第182号）第8条の2第1項第1号）を行う。

2 募集の対象

1等陸尉である自衛官であって、平成27年12月18日現在、53歳以上の者（注1参照）

3 募集人数

2名程度

4 募集の期間（約2週間）

平成27年11月4日（水）0900から

平成27年11月17日（火）1700まで

※ 都合により募集の期間を延長したときは直ちにその旨周知する。

5 退職すべき期日

平成27年12月18日（金）

※ 認定後に生じた事情により退職すべき期日に退職されると公務の能率的な運営の確保に著しい支障を及ぼすことになる場合には、その旨及び理由を明示し、隊員本人の書面による同意を得た上で、公務の能率的な運営を確保するために必要な限度で当該期日を延期することがある。

6 応募の手続

- (1) 応募をしようとする隊員は、「応募申請書」（別紙第1）に必要事項を記入の上、募集の期間内に、受付窓口（所属部隊等の長が指名する者（人事担当者等））に持参により提出する。

- (2) 選定後、認定又は不認定の通知書を交付する。
- ア 退職すべき期日の2週間前までに通知する予定
 - イ 不認定になる場合は(注2)のとおり。
- (3) 応募申請書の提出後、応募を取り下げたい場合には、「応募取下げ申請書」(別紙第2)を退職すべき期日の前日までに応募申請書と同様の方法で提出する。

7 本件に関する相談先

陸上幕僚監部人事部 補任課長 (電話 XXXXXXXXXX)

(注1) 次のいずれかに該当する職員は応募をすることができない。

- ① 非常勤職員
- ② 臨時的任用職員、法律により任期を定めて任用される職員
- ③ 平成27年12月18日(金)までに定年に達する職員
- ④ 平成27年11月4日(水)(募集開始日)において懲戒処分
(ただし、故意又は重過失によらないで管理・監督に係る職務を怠った場合における懲戒処分を除く。以下同じ。)を受けている者又は平成27年11月4日(水)から平成27年11月17日(火)まで(募集の期間内)に懲戒処分を受けた者

(注2) 応募者が、次のいずれかに該当する場合には、不認定となる。

- ① この募集実施要項に適合しない場合
- ② 応募後に、懲戒処分を受けた場合
- ③ 懲戒処分を受けるべき行為をしたことを疑うに足りる相当な理由がある場合その他応募者に対し認定を行うことが公務に対する国民の信頼を確保する上で支障を生ずると認められる場合
- ④ 引き続き職務に従事することが公務の能率的運営を確保し、又は長期的な人事管理を計画的に推進するために特に必要であると認める場合

早期退職に係る募集実施要項

1 募集の目的

組織の年齢別人員構成を適正化し、組織の活性化を図ることを目的として、次のとおり早期退職希望者の募集（国家公務員退職手当法（昭和28年法律第182号）第8条の2第1項第1号）を行う。

2 募集の対象

陸将である自衛官（陸上幕僚長及び方面総監の官職にある者を除く。）であって、平成28年3月1日現在、56歳以上の者（注1参照）

3 募集人数

4名程度

4 募集の期間（約2週間）

平成28年2月4日（木）0900から

平成28年2月17日（水）1700まで

※ 都合により募集の期間を延長したときは直ちにその旨周知する。

5 退職すべき期間

平成28年3月1日（火）から平成28年3月31日（木）まで

※ 認定後、上記期間内から退職すべき期日を定め、通知する。

認定後に生じた事情により退職すべき期日に退職されると公務の能率的な運営の確保に著しい支障を及ぼすことになる場合には、その旨及び理由を明示し、隊員本人の書面による同意を得た上で、公務の能率的な運営を確保するために必要な限度で当該期日を延期することがある。

6 応募の手続

- (1) 応募をしようとする隊員は、「応募申請書」（別紙第1）に必要事項を記入の上、募集の期間内に、受付窓口（所属部隊等の長が指名する者（人事担当者等））に持参により提出する。

- (2) 選定後、認定又は不認定の通知書を交付する。
- ア 退職すべき期日の2週間前までに通知する予定
 - イ 不認定になる場合は(注2)のとおり。
- (3) 応募申請書の提出後、応募を取り下げたい場合には、「応募取下げ申請書」(別紙第2)を退職すべき期日の前日までに応募申請書と同様の方法で提出する。

7 本件に関する相談先

陸上幕僚監部人事部 人事部長 (電話 XXXXXXXXXX)

(注1) 次のいずれかに該当する職員は応募をすることができない。

- ① 非常勤職員
- ② 臨時的任用職員、法律により任期を定めて任用される職員
- ③ 平成28年3月31日(木)までに定年に達する職員
- ④ 平成28年2月4日(木)(募集開始日)において懲戒処分(ただし、故意又は重過失によらないで管理・監督に係る職務を怠った場合における懲戒処分を除く。以下同じ。)を受けている者又は平成28年2月4日(木)から平成28年2月17日(水)まで(募集の期間内)に懲戒処分を受けた者

(注2) 応募者が、次のいずれかに該当する場合には、不認定となる。

- ① この募集実施要項に適合しない場合
- ② 応募後に、懲戒処分を受けた場合
- ③ 懲戒処分を受けるべき行為をしたことを疑うに足りる相当な理由がある場合その他応募者に対し認定を行うことが公務に対する国民の信頼を確保する上で支障を生ずると認められる場合
- ④ 引き続き職務に従事することが公務の能率的運営を確保し、又は長期的な人事管理を計画的に推進するために特に必要であると認める場合

早期退職に係る募集実施要項

1 募集の目的

組織の年齢別人員構成を適正化し、組織の活性化を図ることを目的として、次のとおり早期退職希望者の募集（国家公務員退職手当法（昭和28年法律第182号）第8条の2第1項第1号）を行う。

2 募集の対象

陸将補である自衛官であって、平成28年3月1日現在、56歳以上の者（注1参照）

3 募集人数

5名程度

4 募集の期間（約2週間）

平成28年2月4日（木）0900から

平成28年2月17日（水）1700まで

※ 都合により募集の期間を延長したときは直ちにその旨周知する。

5 退職すべき期間

平成28年3月1日（火）から平成28年3月31日（木）まで

※ 認定後、上記期間内から退職すべき期日を定め、通知する。

認定後に生じた事情により退職すべき期日に退職されると公務の能率的な運営の確保に著しい支障を及ぼすことになる場合には、その旨及び理由を明示し、隊員本人の書面による同意を得た上で、公務の能率的な運営を確保するために必要な限度で当該期日を延期することがある。

6 応募の手続

- (1) 応募をしようとする隊員は、「応募申請書」（別紙第1）に必要事項を記入の上、募集の期間内に、受付窓口（所属部隊等の長が指名する者（人事担当者等））に持参により提出する。

- (2) 選定後、認定又は不認定の通知書を交付する。
- ア 退職すべき期日の2週間前までに通知する予定
 - イ 不認定になる場合は(注2)のとおり。
- (3) 応募申請書の提出後、応募を取り下げたい場合には、「応募取下げ申請書」(別紙第2)を退職すべき期日の前日までに応募申請書と同様の方法で提出する。

7 本件に関する相談先

陸上幕僚監部人事部 人事部長 (電話 XXXXXXXXXX)

(注1) 次のいずれかに該当する職員は応募をすることができない。

- ① 非常勤職員
- ② 臨時的任用職員、法律により任期を定めて任用される職員
- ③ 平成28年3月31日(木)までに定年に達する職員
- ④ 平成28年2月4日(木)(募集開始日)において懲戒処分(ただし、故意又は重過失によらないで管理・監督に係る職務を怠った場合における懲戒処分を除く。以下同じ。)を受けている者又は平成28年2月4日(木)から平成28年2月17日(水)まで(募集の期間内)に懲戒処分を受けた者

(注2) 応募者が、次のいずれかに該当する場合には、不認定となる。

- ① この募集実施要項に適合しない場合
- ② 応募後に、懲戒処分を受けた場合
- ③ 懲戒処分を受けるべき行為をしたことを疑うに足りる相当な理由がある場合その他応募者に対し認定を行うことが公務に対する国民の信頼を確保する上で支障を生ずると認められる場合
- ④ 引き続き職務に従事することが公務の能率的運営を確保し、又は長期的な人事管理を計画的に推進するために特に必要であると認める場合

早期退職に係る募集実施要項

1 募集の目的

組織の年齢別人員構成を適正化し、組織の活性化を図ることを目的として、次のとおり早期退職希望者の募集（国家公務員退職手当法（昭和28年法律第182号）第8条の2第1項第1号）を行う。

2 募集の対象

1等陸佐である自衛官であって、平成28年3月1日現在、55歳以上の者（注1参照）

3 募集人数

22名程度

4 募集の期間（約2週間）

平成28年2月4日（木）0900から

平成28年2月17日（水）1700まで

※ 都合により募集の期間を延長したときは直ちにその旨周知する。

5 退職すべき期日

平成28年3月23日（水）

※ 認定後に生じた事情により退職すべき期日に退職されると公務の能率的な運営の確保に著しい支障を及ぼすことになる場合には、その旨及び理由を明示し、隊員本人の書面による同意を得た上で、公務の能率的な運営を確保するために必要な限度で当該期日を延期することがある。

6 応募の手続

- (1) 応募をしようとする隊員は、「応募申請書」（別紙第1）に必要事項を記入の上、募集の期間内に、受付窓口（所属部隊等の長が指名する者（人事担当者等））に持参により提出する。

- (2) 選定後、認定又は不認定の通知書を交付する。
- ア 退職すべき期日の2週間前までに通知する予定
 - イ 不認定になる場合は(注2)のとおり。
- (3) 応募申請書の提出後、応募を取り下げたい場合には、「応募取下げ申請書」(別紙第2)を退職すべき期日の前日までに応募申請書と同様の方法で提出する。

7 本件に関する相談先

陸上幕僚監部人事部 補任課長 (電話 XXXXXXXXXX)

(注1) 次のいずれかに該当する職員は応募をすることができない。

- ① 非常勤職員
- ② 臨時的任用職員、法律により任期を定めて任用される職員
- ③ 平成28年3月23日(水)までに定年に達する職員
- ④ 平成28年2月4日(木)(募集開始日)において懲戒処分
(ただし、故意又は重過失によらないで管理・監督に係る職務を怠った場合における懲戒処分を除く。以下同じ。)を受けている者又は平成28年2月4日(木)から平成28年2月17日(水)まで(募集の期間内)に懲戒処分を受けた者

(注2) 応募者が、次のいずれかに該当する場合には、不認定となる。

- ① この募集実施要項に適合しない場合
- ② 応募後に、懲戒処分を受けた場合
- ③ 懲戒処分を受けるべき行為をしたことを疑うに足りる相当な理由がある場合その他応募者に対し認定を行うことが公務に対する国民の信頼を確保する上で支障を生ずると認められる場合
- ④ 引き続き職務に従事することが公務の能率的運営を確保し、又は長期的な人事管理を計画的に推進するために特に必要であると認める場合

早期退職に係る募集実施要項

1 募集の目的

組織の年齢別人員構成を適正化し、組織の活性化を図ることを目的として、次のとおり早期退職希望者の募集（国家公務員退職手当法（昭和28年法律第182号）第8条の2第1項第1号）を行う。

2 募集の対象

2等陸佐及び3等陸佐である自衛官であって、平成28年3月1日現在、53歳以上の者（注1参照）

3 募集人数

(1) 2等陸佐 2名程度

(2) 3等陸佐 4名程度

4 募集の期間（約2週間）

平成28年2月4日（木）0900から

平成28年2月17日（水）1700まで

※ 都合により募集の期間を延長したときは直ちにその旨周知する。

5 退職すべき期日

平成28年3月23日（水）

※ 認定後に生じた事情により退職すべき期日に退職されると公務の能率的な運営の確保に著しい支障を及ぼすことになる場合には、その旨及び理由を明示し、隊員本人の書面による同意を得た上で、公務の能率的な運営を確保するために必要な限度で当該期日を延期することがある。

6 応募の手続

- (1) 応募をしようとする隊員は、「応募申請書」（別紙第1）に必要事項を記入の上、募集の期間内に、受付窓口（所属部隊等の長が指名する者（人事担当者等））に持参により提出する。

- (2) 選定後、認定又は不認定の通知書を交付する。
- ア 退職すべき期日の2週間前までに通知する予定
 - イ 不認定になる場合は(注2)のとおり。
- (3) 応募申請書の提出後、応募を取り下げたい場合には、「応募取下げ申請書」(別紙第2)を退職すべき期日の前日までに応募申請書と同様の方法で提出する。

7 本件に関する相談先

陸上幕僚監部人事部 補任課長 (電話 XXXXXXXXXX)

(注1) 次のいずれかに該当する職員は応募をすることができない。

- ① 非常勤職員
- ② 臨時的任用職員、法律により任期を定めて任用される職員
- ③ 平成28年3月23日(水)までに定年に達する職員
- ④ 平成28年2月4日(木)(募集開始日)において懲戒処分
(ただし、故意又は重過失によらないで管理・監督に係る職務を怠った場合における懲戒処分を除く。以下同じ。)を受けている者又は平成28年2月4日(木)から平成28年2月17日(水)まで(募集の期間内)に懲戒処分を受けた者

(注2) 応募者が、次のいずれかに該当する場合には、不認定となる。

- ① この募集実施要項に適合しない場合
- ② 応募後に、懲戒処分を受けた場合
- ③ 懲戒処分を受けるべき行為をしたことを疑うに足りる相当な理由がある場合その他応募者に対し認定を行うことが公務に対する国民の信頼を確保する上で支障を生ずると認められる場合
- ④ 引き続き職務に従事することが公務の能率的運営を確保し、又は長期的な人事管理を計画的に推進するために特に必要であると認める場合

早期退職に係る募集実施要項

1 募集の目的

組織の年齢別人員構成を適正化し、組織の活性化を図ることを目的として、次のとおり早期退職希望者の募集（国家公務員退職手当法（昭和 2 8 年法律第 1 8 2 号）第 8 条の 2 第 1 項第 1 号）を行う。

2 募集の対象

- (1)平成 2 7 年 8 月 3 1 日時点で 5 7 歳に達している海将(募集開始日において、国家公務員退職手当法施行令（昭和 2 8 年政令第 2 1 5 号）第 3 条第 4 号へに定める任命権者又はその委任を受けた者がその任命を行うに際し内閣の承認を得た職（統合幕僚長、海上幕僚長、自衛艦隊司令官、横須賀地方総監、呉地方総監及び佐世保地方総監）にある者を除く。）である海上自衛官（注 1 参照）
- (2)平成 2 7 年 8 月 3 1 日時点で 5 6 歳に達している海将補である海上自衛官(注 1 参照)

3 募集人数

6 名

4 募集の期間（約 2 週間）

平成 2 7 年 6 月 1 5 日（月）0 9 0 0 から

平成 2 7 年 6 月 2 6 日（金）1 7 0 0 まで

※ 都合により募集の期間を延長したときは直ちにその旨周知する。

5 退職すべき期間

平成 2 7 年 7 月 2 1 日（火）から平成 2 7 年 8 月 3 1 日（月）まで

※ 認定後、上記期間内から退職すべき期日を定め、通知する。

※ 認定後に生じた事情により退職すべき期日に退職されると公務の能率的な運営の確保に著しい支障を及ぼすことになる場合には、その旨及び理由を明示し、隊員本人の書面による同意を得た上で、公務の能率的な運営を確保するために必要な限度で当該期日を延期することがあり得る。

6 応募の手続

(1) 応募をしようとする隊員は、「応募申請書」(付紙第1)に必要事項を記入の上、募集の期間内に海上幕僚監部人事教育部長宛に郵送、逡送又は持参により提出する。

郵送先：東京都新宿区市谷本村町5-1

(2) 選定後、認定又は不認定の通知書を交付する。

ア 退職すべき期日の1週間前までに通知する予定

イ 不認定になる場合は(注2)のとおり

(3) 応募申請書の提出後、応募を取り下げたい場合には、「応募取下げ申請書」(付紙第2)を退職すべき期日の前日までに応募申請書と同様の方法で提出する。

7 本件に関する相談先・受付窓口

海上幕僚監部人事教育部長

電話：03-3268-3111 (内線)

(注1) 次のいずれかに該当する職員は応募をすることができない。

- ① 非常勤職員
- ② 臨時的任用職員、法律により任期を定めて任用される職員
- ③ 平成27年8月31日(月)までに定年に達する職員
- ④ 平成27年6月15日(月)(募集開始日)において懲戒処分(ただし、故意又は重過失によらないで管理・監督に係る職務を怠った場合における懲戒処分を除く。以下同じ。)を受けている者又は平成27年6月15日(月)から平成27年6月26日(金)(募集の期間内)までに懲戒処分を受けた者

(注2) 応募者が、次のいずれかに該当する場合には、不認定となる。

- ① この募集実施要項に適合しない場合
- ② 応募後に、懲戒処分を受けた場合
- ③ 懲戒処分を受けるべき行為をしたことを疑うに足りる相当な理由がある場合その他応募者に対し認定を行うことが公務に対する国民の信頼を確保する上で支障を生ずると認められる場合
- ④ 引き続き職務に従事することが公務の能率的運営を確保し、又は長期的な人事管理を計画的に推進するために特に必要であると認める場合

早期退職に係る募集実施要項

1 募集の目的

組織の年齢別人員構成を適正化し、組織の活性化を図ることを目的として、次のとおり早期退職希望者の募集（国家公務員退職手当法（昭和 2 8 年法律第 1 8 2 号）第 8 条の 2 第 1 項第 1 号）を行う。

2 募集の対象

平成 2 6 年 1 1 月 3 0 日時点で 5 5 歳、かつ 1 等海佐在官 6 年以上の海上自衛官であって、募集開始日において防衛省の職員の給与等に関する法律（昭和 2 7 年法律第 2 6 6 号）別表第 2 の 1 等海佐（二）以上の適用を受ける者（注 1 参照）

3 募集人数

5 名

4 募集の期間（約 1 週間）

平成 2 7 年 6 月 2 2 日（月） 0 9 0 0 から

平成 2 7 年 6 月 3 0 日（火） 1 7 0 0 まで

※ 都合により募集の期間を延長したときは直ちにその旨周知する。

5 退職すべき期間

平成 2 7 年 8 月 3 日（月） から平成 2 7 年 8 月 1 4 日（金）

※ 認定後、上記期間内から退職すべき期日を定め、通知する。

※ 認定後に生じた事情により退職すべき期日に退職されると公務の能率的な運営の確保に著しい支障を及ぼすことになる場合には、その旨及び理由を明示し、隊員本人の書面による同意を得た上で、公務の能率的な運営を確保するために必要な限度で当該期日を延期することがあり得る。

6 応募の手続

(1) 応募をしようとする隊員は、「応募申請書」（付紙第 1）に必要事項を記入の上、募集の期間内に下記受付窓口に郵送、逋送又は持参により提出する。

(2) 選定後、認定又は不認定の通知書を交付する。

ア 退職すべき期日の 1 週間前までに通知する予定

イ 不認定になる場合は（注 2）のとおり

(3) 応募申請書の提出後、応募を取り下げたい場合には、「応募取下げ申請書」(付紙第2)を退職すべき期日の前日までに応募申請書と同様の方法で提出する。

7 本件に関する相談先・受付窓口

海上幕僚監部人事教育部補任課長

〒送先：東京都新宿区市谷本村町5-1

電話：03-3268-3111 (内線)

(注1) 次のいずれかに該当する職員は応募をすることができない。

- ① 非常勤職員
- ② 臨時的任用職員、法律により任期を定めて任用される職員
- ③ 平成27年8月14日(金)までに定年に達する職員
- ④ 平成27年6月22日(月)(募集開始日)において懲戒処分(ただし、故意又は重過失によらないで管理・監督に係る職務を怠った場合における懲戒処分を除く。以下同じ。)を受けている者又は平成27年6月22日(月)から平成27年6月30日(火)まで(募集の期間内)に懲戒処分を受けた者

(注2) 応募者が、次のいずれかに該当する場合には、不認定となる。

- ① この募集実施要項に適合しない場合
- ② 応募後に、懲戒処分を受けた場合
- ③ 懲戒処分を受けるべき行為をしたことを疑うに足る相当な理由がある場合その他応募者に対し認定を行うことが公務に対する国民の信頼を確保する上で支障を生ずると認められる場合
- ④ 引き続き職務に従事することが公務の能率的運営を確保し、又は長期的な人事管理を計画的に推進するために特に必要であると認める場合

早期退職に係る募集実施要項

1 募集の目的

組織の年齢別人員構成を適正化し、組織の活性化を図ることを目的として、次のとおり早期退職希望者の募集（国家公務員退職手当法（昭和28年法律第182号）第8条の2第1項第1号）を行う。

2 募集の対象

平成26年11月30日時点で55歳、かつ1等海佐在官6年以上の海上自衛官であって、募集開始日において防衛省の職員の給与等に関する法律（昭和27年法律第266号）別表第2の1等海佐（二）以上の適用を受ける者（注1参照）

3 募集人数

2名

4 募集の期間（約1週間）

平成27年7月13日（月）0900から

平成27年7月21日（火）1700まで

※ 都合により募集の期間を延長したときは直ちにその旨周知する。

5 退職すべき期間

平成27年8月17日（月）から平成27年9月11日（金）

※ 認定後、上記期間内から退職すべき期日を定め、通知する。

※ 認定後に生じた事情により退職すべき期日に退職されると公務の能率的な運営の確保に著しい支障を及ぼすことになる場合には、その旨及び理由を明示し、隊員本人の書面による同意を得た上で、公務の能率的な運営を確保するために必要な限度で当該期日を延期することがあり得る。

6 応募の手続

(1) 応募をしようとする隊員は、「応募申請書」（付紙第1）に必要事項を記入の上、募集の期間内に下記受付窓口に郵送、逕送又は持参により提出する。

(2) 選定後、認定又は不認定の通知書を交付する。

ア 退職すべき期日の1週間前までに通知する予定

イ 不認定になる場合は（注2）のとおり

(3) 応募申請書の提出後、応募を取り下げたい場合には、「応募取下げ申請書」(付紙第2)を退職すべき期日の前日までに応募申請書と同様の方法で提出する。

7 本件に関する相談先・受付窓口

海上幕僚監部人事教育部補任課長

〒送先：東京都新宿区市谷本村町5-1

電話：03-3268-3111 (内線)

(注1) 次のいずれかに該当する職員は応募をすることができない。

- ① 非常勤職員
- ② 臨時的任用職員、法律により任期を定めて任用される職員
- ③ 平成27年9月11日(金)までに定年に達する職員
- ④ 平成27年7月13日(月)(募集開始日)において懲戒処分(ただし、故意又は重過失によらないで管理・監督に係る職務を怠った場合における懲戒処分を除く。以下同じ。)を受けている者又は平成27年7月13日(月)から平成27年7月21日(火)まで(募集の期間内)に懲戒処分を受けた者

(注2) 応募者が、次のいずれかに該当する場合には、不認定となる。

- ① この募集実施要項に適合しない場合
- ② 応募後に、懲戒処分を受けた場合
- ③ 懲戒処分を受けるべき行為をしたことを疑うに足る相当な理由がある場合その他応募者に対し認定を行うことが公務に対する国民の信頼を確保する上で支障を生ずると認められる場合
- ④ 引き続き職務に従事することが公務の能率的運営を確保し、又は長期的な人事管理を計画的に推進するために特に必要であると認める場合

早期退職に係る募集実施要項

1 募集の目的

組織の年齢別人員構成を適正化し、組織の活性化を図ることを目的として、次のとおり早期退職希望者の募集（国家公務員退職手当法（昭和28年法律第182号）第8条の2第1項第1号）を行う。

2 募集の対象

平成27年4月1日時点で55歳の海上自衛官であって、かつ募集開始日において防衛省の職員の給与等に関する法律（昭和27年法律第266号）別表第2の1等海佐（一）又は1等海佐（二）の適用を受ける者（注1参照）

3 募集人数

5名

4 募集の期間（約1週間）

平成27年10月26日（月）0900から

平成27年10月30日（金）1700まで

※ 都合により募集の期間を延長したときは直ちにその旨周知する。

5 退職すべき期間

平成27年12月1日（火）から平成27年12月4日（金）まで

※ 認定後、上記期間内から退職すべき期日を定め、通知する。

※ 認定後に生じた事情により退職すべき期日に退職されると公務の能率的な運営の確保に著しい支障を及ぼすことになる場合には、その旨及び理由を明示し、隊員本人の書面による同意を得た上で、公務の能率的な運営を確保するために必要な限度で当該期日を延期することがあり得る。

6 応募の手続

(1) 応募をしようとする隊員は、「応募申請書」（付紙第1）に必要事項を記入の上、募集の期間内に下記受付窓口へ郵送、逡送又は持参により提出する。

(2) 選定後、認定又は不認定の通知書を交付する。

- ア 退職すべき期日の1週間前までに通知する予定
 - イ 不認定になる場合は(注2)のとおり
- (3) 応募申請書の提出後、応募を取り下げたい場合には、「応募取下げ申請書」(付紙第2)を退職すべき期日の前日までに応募申請書と同様の方法で提出する。

7 本件に関する相談先・受付窓口

海上幕僚監部人事教育部補任課長

郵送先：東京都新宿区市谷本村町5-1

電話：03-3268-3111(内線)

(注1) 次のいずれかに該当する職員は応募をすることができない。

- ① 非常勤職員
- ② 臨時的任用職員、法律により任期を定めて任用される職員
- ③ 平成27年12月4日(金)までに定年に達する職員
- ④ 平成27年10月26日(月)(募集開始日)において懲戒処分(ただし、故意又は重過失によらないで管理・監督に係る職務を怠った場合における懲戒処分を除く。以下同じ。)を受けている者又は平成27年10月26日(月)から平成27年10月30日(金)まで(募集の期間内)に懲戒処分を受けた者

(注2) 応募者が、次のいずれかに該当する場合には、不認定となる。

- ① この募集実施要項に適合しない場合
- ② 応募後に、懲戒処分を受けた場合
- ③ 懲戒処分を受けるべき行為をしたことを疑うに足りる相当な理由がある場合その他応募者に対し認定を行うことが公務に対する国民の信頼を確保する上で支障を生ずると認められる場合
- ④ 引き続き職務に従事することが公務の能率的運営を確保し、又は長期的な人事管理を計画的に推進するために特に必要であると認める場合

早期退職に係る募集実施要項

1 募集の目的

組織の年齢別人員構成を適正化し、組織の活性化を図ることを目的として、次のとおり早期退職希望者の募集（国家公務員退職手当法（昭和28年法律第182号）第8条の2第1項第1号）を行う。

2 募集の対象

(1) 平成27年11月30日時点で56歳に達している海将補である海上自衛官
(注1参照)

3 募集人数

2名

4 募集の期間（約2週間）

平成27年11月 2日（月）0900から

平成27年11月13日（金）1700まで

※ 都合により募集の期間を延長したときは直ちにその旨周知する。

5 退職すべき期間

平成27年12月1日（火）から平成27年12月28日（月）まで

※ 認定後、上記期間内から退職すべき期日を定め、通知する。

※ 認定後に生じた事情により退職すべき期日に退職されると公務の能率的な運営の確保に著しい支障を及ぼすことになる場合には、その旨及び理由を明示し、隊員本人の書面による同意を得た上で、公務の能率的な運営を確保するために必要な限度で当該期日を延期することがあり得る。

6 応募の手続

- (1) 応募をしようとする隊員は、「応募申請書」(付紙第1)に必要事項を記入の上、募集の期間内に海上幕僚監部人事教育部長宛に郵送、逡送又は持参により提出する。

郵送先：東京都新宿区市谷本村町5-1

- (2) 選定後、認定又は不認定の通知書を交付する。

ア 退職すべき期日の1週間前までに通知する予定

イ 不認定になる場合は(注2)のとおり

- (3) 応募申請書の提出後、応募を取り下げたい場合には、「応募取下げ申請書」(付紙第2)を退職すべき期日の前日までに応募申請書と同様の方法で提出する。

7 本件に関する相談先・受付窓口

海上幕僚監部人事教育部長

電話：03-3268-3111 (内線)

- (注1) 次のいずれかに該当する職員は応募をすることができない。

- ① 非常勤職員
- ② 臨時的任用職員、法律により任期を定めて任用される職員
- ③ 平成27年12月28日(月)までに定年に達する職員
- ④ 平成27年11月2日(月)(募集開始日)において懲戒処分(ただし、故意又は重過失によらないで管理・監督に係る職務を怠った場合における懲戒処分を除く。以下同じ。)を受けている者又は平成27年11月2日(月)から平成27年11月13日(金)まで(募集の期間内)に懲戒処分を受けた者

- (注2) 応募者が、次のいずれかに該当する場合には、不認定となる。

- ① この募集実施要項に適合しない場合
- ② 応募後に、懲戒処分を受けた場合
- ③ 懲戒処分を受けるべき行為をしたことを疑うに足りる相当な理由がある場合その他応募者に対し認定を行うことが公務に対する国民の信頼を確保する上で支障を生ずると認められる場合
- ④ 引き続き職務に従事することが公務の能率的運営を確保し、又は長期的な人事管理を計画的に推進するために特に必要であると認める場合

早期退職に係る募集実施要項

1 募集の目的

組織の年齢別人員構成を適正化し、組織の活性化を図ることを目的として、次のとおり早期退職希望者の募集（国家公務員退職手当法（昭和 28 年法律第 18 2 号）第 8 条の 2 第 1 項第 1 号）を行う。

2 募集の対象

平成 28 年 3 月 31 日時点で 56 歳に達している海将補である海上自衛官（注 1 参照）

3 募集人数

2 名

4 募集の期間（約 2 週間）

平成 28 年 2 月 15 日（月）0900 から

平成 28 年 2 月 26 日（金）1700 まで

※ 都合により募集の期間を延長したときは直ちにその旨周知する。

5 退職すべき期間

平成 28 年 3 月 14 日（月）から平成 28 年 4 月 1 日（金）まで

※ 認定後、上記期間内から退職すべき期日を定め、通知する。

※ 認定後に生じた事情により退職すべき期日に退職されると公務の能率的な運営の確保に著しい支障を及ぼすことになる場合には、その旨及び理由を明示し、隊員本人の書面による同意を得た上で、公務の能率的な運営を確保するために必要な限度で当該期日を延期することがあり得る。

6 応募の手続

(1) 応募をしようとする隊員は、「応募申請書」(付紙第1)に必要事項を記入の上、募集の期間内に海上幕僚監部人事教育部長宛に郵送、逡送又は持参により提出する。

郵送先：東京都新宿区市谷本村町5-1

(2) 選定後、認定又は不認定の通知書を交付する。

ア 退職すべき期日の1週間前までに通知する予定

イ 不認定になる場合は(注2)のとおり

(3) 応募申請書の提出後、応募を取り下げたい場合には、「応募取下げ申請書」(付紙第2)を退職すべき期日の前日までに応募申請書と同様の方法で提出する。

7 本件に関する相談先・受付窓口

海上幕僚監部人事教育部長

電話：03-3268-3111 (内線)

(注1) 次のいずれかに該当する職員は応募をすることができない。

- ① 非常勤職員
- ② 臨時的任用職員、法律により任期を定めて任用される職員
- ③ 平成28年4月1日(金)までに定年に達する職員
- ④ 平成28年2月15日(月)(募集開始日)において懲戒処分(ただし、故意又は重過失によらないで管理・監督に係る職務を怠った場合における懲戒処分を除く。以下同じ。)を受けている者又は平成28年2月15日(月)から平成28年2月26日(金)まで(募集の期間内)に懲戒処分を受けた者

(注2) 応募者が、次のいずれかに該当する場合には、不認定となる。

- ① この募集実施要項に適合しない場合
- ② 応募後に、懲戒処分を受けた場合
- ③ 懲戒処分を受けるべき行為をしたことを疑うに足りる相当な理由がある場合その他応募者に対し認定を行うことが公務に対する国民の信頼を確保する上で支障を生ずると認められる場合
- ④ 引き続き職務に従事することが公務の能率的運営を確保し、又は長期的な人事管理を計画的に推進するために特に必要であると認める場合

早期退職に係る募集実施要項

1 募集の目的

組織の年齢別人員構成を適正化し、組織の活性化を図ることを目的として、次のとおり早期退職希望者の募集（国家公務員退職手当法（昭和 2 8 年法律第 1 8 2 号）第 8 条の 2 第 1 項第 1 号）を行う。

2 募集の対象

平成 2 7 年 7 月 3 1 日時点で 5 5 歳に達している 1 等海佐である自衛官
（注 1 参照）

3 募集人数

6 名

4 募集の期間（約 1 週間）

平成 2 8 年 2 月 1 7 日（水） 0 9 0 0 から

平成 2 8 年 2 月 2 6 日（金） 1 7 0 0 まで

※ 都合により募集の期間を延長したときは直ちにその旨周知する。

5 退職すべき期間

平成 2 8 年 3 月 2 2 日（火）から平成 2 8 年 4 月 1 日（金）まで

※ 認定後、上記期間内から退職すべき期日を定め、通知する。

※ 認定後に生じた事情により退職すべき期日に退職されると公務の能率的な運営の確保に著しい支障を及ぼすことになる場合には、その旨及び理由を明示し、隊員本人の書面による同意を得た上で、公務の能率的な運営を確保するために必要な限度で当該期日を延期することがあり得る。

6 応募の手続

(1) 応募をしようとする隊員は、「応募申請書」（付紙第 1）に必要事項を記入の上、募集の期間内に下記受付窓口に郵送、逋送又は持参により提出する。

(2) 選定後、認定又は不認定の通知書を交付する。

ア 退職すべき期日の 1 週間前までに通知する予定

イ 不認定になる場合は（注 2）のとおり

- (3) 応募申請書の提出後、応募を取り下げたい場合には、「応募取下げ申請書」(付紙第2)を退職すべき期日の前日までに応募申請書と同様の方法で提出する。

7 本件に関する相談先・受付窓口

海上幕僚監部人事教育部補任課長

郵送先：東京都新宿区市谷本村町5-1

電話：03-3268-3111 (内線)

(注1) 次のいずれかに該当する職員は応募をすることができない。

- ① 非常勤職員
- ② 臨時的任用職員、法律により任期を定めて任用される職員
- ③ 平成28年4月1日(金)までに定年に達する職員
- ④ 平成28年2月17日(水)(募集開始日)において懲戒処分(ただし、故意又は重過失によらないで管理・監督に係る職務を怠った場合における懲戒処分を除く。以下同じ。)を受けている者又は平成28年2月17日(水)から平成28年2月26日(金)まで(募集の期間内)に懲戒処分を受けた者

(注2) 応募者が、次のいずれかに該当する場合には、不認定となる。

- ① この募集実施要項に適合しない場合
- ② 応募後に、懲戒処分を受けた場合
- ③ 懲戒処分を受けるべき行為をしたことを疑うに足りる相当な理由がある場合その他応募者に対し認定を行うことが公務に対する国民の信頼を確保する上で支障を生ずると認められる場合
- ④ 引き続き職務に従事することが公務の能率的運営を確保し、又は長期的な人事管理を計画的に推進するために特に必要であると認める場合

早期退職に係る募集実施要項

1 募集の目的

組織の年齢別人員構成を適正化し、組織の活性化を図ることを目的として、次のとおり早期退職希望者の募集（国家公務員退職手当法（昭和28年法律第182号）第8条の2第1項第1号）を行う。

2 募集の対象

1等空佐以上の階級にある者で、平成27年8月1日までに55歳以上の者（注1参照）

3 募集人数

9名

4 募集の期間（10日間）

平成27年6月23日（火）0900から

平成27年7月 2日（木）1700まで

※都合により募集の期間を延長したときは直ちにその旨周知する。

5 退職すべき期間

平成27年8月1日（土）～平成27年8月10日（月）

※認定に合わせ、当該期間内から退職すべき期日を定め、別に通知する。

※認定後に生じた事情により退職すべき期日に退職されると公務の能率的な運営の確保に著しい支障を及ぼすことになる場合には、本人に対し、その旨及び理由を明示し、隊員本人の書面による同意を得た上で、公務の能率的な運営を確保するために必要な限度で当該期日を延期することがあり得る。

6 応募の手続

(1) 早期退職募集に応募する者は、「応募申請書」（付紙第1）に必要事項を記入の上、募集の期間内に受付窓口（所属部隊等の長が指名する者（人事担当者等））に持参により提出する。

(2) 応募対象者から応募申請の提出を受けた人事担当者等は、平成27年7月3日（金）1700までに、順序を経て航空幕僚長へ送付（進達）する。

(3) 航空幕僚長は、選定後、認定又は不認定の通知書を対象者へ交付する（退職すべき期日の2週間前までの交付を予定する。）。

※不認定になる場合は、(注2)のとおり。

(4) 応募申請書の提出後、応募を取り下げたい場合には、退職すべき期日の前日までに「応募取下げ申請書」(付紙第2)を応募申請書と同様の方法で提出する。

7 本件に関する相談先

(1) 応募対象者が将官の場合

航空幕僚監部人事教育部 人事教育部長

電話：03-3268-3111 (内線) [REDACTED]

(2) 応募対象者が1佐の場合

航空幕僚監部人事教育部補任課 補任課長

電話：03-3268-3111 (内線) [REDACTED]

(注1) 次のいずれかに該当する職員は応募をすることができない。

1 非常勤職員

2 臨時的任用職員、法律により任期を定めて任用される職員

3 平成27年8月10日(月)までに定年に達する職員

4 平成27年6月23日(火)(募集開始日)において懲戒処分(ただし、故意又は重過失によらないで管理・監督に係る職務を怠った場合における懲戒処分を除く。以下同じ。)を受けている者又は平成27年6月23日(火)から平成27年7月2日(木)まで(募集の期間内)に懲戒処分を受けた者

(注2) 応募者が、次のいずれかに該当する場合には、不認定となる。

1 この募集実施要項に適合しない場合

2 応募後に、懲戒処分を受けた場合

3 懲戒処分を受けるべき行為をしたことを疑うに足りる相当な理由がある場合その他応募者に対し認定を行うことが公務に対する国民の信頼を確保する上で支障を生ずると認められる場合

4 引き続き職務に従事することが公務の能率的運営を確保し、又は長期的な人事管理を計画的に推進するために特に必要であると認める場合

早期退職に係る募集実施要項

1 募集の目的

組織の年齢別人員構成を適正化し、組織の活性化を図ることを目的として、次のとおり早期退職希望者の募集（国家公務員退職手当法（昭和28年法律第182号）第8条の2第1項第1号）を行う。

2 募集の対象

1等空佐の階級にある者で、平成27年8月1日までに55歳以上の者（注1参照）

3 募集人数

2名

4 募集の期間（10日間）

平成27年6月23日（火）0900から

平成27年7月 2日（木）1700まで

※都合により募集の期間を延長したときは直ちにその旨周知する。

5 退職すべき期間

平成27年8月1日（土）～平成27年8月31日（月）

※認定に合わせ、当該期間内から退職すべき期日を定め、別に通知する。

※認定後に生じた事情により退職すべき期日に退職されると公務の能率的な運営の確保に著しい支障を及ぼすことになる場合には、本人に対し、その旨及び理由を明示し、隊員本人の書面による同意を得た上で、公務の能率的な運営を確保するために必要な限度で当該期日を延期することがあり得る。

6 応募の手続

(1) 早期退職募集に応募する者は、「応募申請書」（付紙第1）に必要事項を記入の上、募集の期間内に受付窓口（所属部隊等の長が指名する者（人事担当者等））に持参により提出する。

(2) 応募対象者から応募申請の提出を受けた人事担当者等は、平成27年7月3日（金）1700までに、航空幕僚長へ送付する。

(3) 航空幕僚長は、選定後、認定又は不認定の通知書を対象者へ交付する（退職すべき期日の2週間前までの交付を予定する。）。

※不認定になる場合は、（注2）のとおり。

(4) 応募申請書の提出後、応募を取り下げたい場合には、退職すべき期日の前日までに「応募取下げ申請書」(付紙第2)を応募申請書と同様の方法で提出する。

7 本件に関する相談先

航空幕僚監部人事教育部補任課 補任課長

電話：03-3268-3111 (内線) XXXXXXXXXX

(注1) 次のいずれかに該当する職員は応募をすることができない。

- 1 非常勤職員
- 2 臨時的任用職員、法律により任期を定めて任用される職員
- 3 平成27年8月31日(月)までに定年に達する職員
- 4 平成27年6月23日(火)(募集開始日)において懲戒処分(ただし、故意又は重過失によらないで管理・監督に係る職務を怠った場合における懲戒処分を除く。以下同じ。)を受けている者又は平成27年6月23日(火)から平成27年7月2日(木)まで(募集の期間内)に懲戒処分を受けた者

(注2) 応募者が、次のいずれかに該当する場合には、不認定となる。

- 1 この募集実施要項に適合しない場合
- 2 応募後に、懲戒処分を受けた場合
- 3 懲戒処分を受けるべき行為をしたことを疑うに足る相当な理由がある場合その他応募者に対し認定を行うことが公務に対する国民の信頼を確保する上で支障を生ずると認められる場合
- 4 引き続き職務に従事することが公務の能率的運営を確保し、又は長期的な人事管理を計画的に推進するために特に必要であると認める場合

早期退職に係る募集実施要項

1 募集の目的

組織の年齢別人員構成を適正化し、組織の活性化を図ることを目的として、次のとおり早期退職希望者の募集（国家公務員退職手当法（昭和28年法律第182号）第8条の2第1項第1号）を行う。

2 募集の対象

1等空佐以上の階級にある者で、平成27年12月1日までに55歳以上の者（注1参照）

3 募集人数

4名

4 募集の期間（10日間）

平成27年10月23日（金）0900から

平成27年11月1日（日）1700まで

※都合により募集の期間を延長したときは直ちにその旨周知する。

5 退職すべき期間

平成27年12月1日（火）～平成28年1月31日（日）

※認定に合わせ、当該期間内から退職すべき期日を定め、別に通知する。

※認定後に生じた事情により退職すべき期日に退職されると公務の能率的な運営の確保に著しい支障を及ぼすことになる場合には、本人に対し、その旨及び理由を明示し、隊員本人の書面による同意を得た上で、公務の能率的な運営を確保するために必要な限度で当該期日を延期することがあり得る。

6 応募の手続

(1) 早期退職募集に応募する者は、「応募申請書」（付紙第1）に必要事項を記入の上、募集の期間内に受付窓口（所属部隊等の長が指名する者（人事担当者等））に持参により提出する。

(2) 応募対象者から応募申請の提出を受けた人事担当者等は、平成27年11月4日（水）1700までに、順序を経て航空幕僚長へ送付（進達）する。

(3) 航空幕僚長は、選定後、認定又は不認定の通知書を対象者へ交付する（退職すべき期日の2週間前までの交付を予定する。）。

※不認定になる場合は、(注2)のとおり。

- (4) 応募申請書の提出後、応募を取り下げたい場合には、退職すべき期日の前日までに「応募取下げ申請書」(付紙第2)を応募申請書と同様の方法で提出する。

7 本件に関する相談先

(1) 応募者が将官の場合

航空幕僚監部人事教育部 人事教育部長

電話：03-3268-3111 (内線) [REDACTED]

(2) 応募者が1佐の場合

航空幕僚監部人事教育部補任課 補任課長

電話：03-3268-3111 (内線) [REDACTED]

8 その他

本募集要項による募集対象者のうち一般定年隊員等であって、民間再就職支援会社による再就職支援を希望する場合は、希望する旨を早期退職募集に係る応募申請書の備考欄に記入すること。

(注1) 次のいずれかに該当する職員は応募をすることができない。

- 1 非常勤職員
- 2 臨時的任用職員、法律により任期を定めて任用される職員
- 3 平成28年1月31日(日)までに定年に達する職員
- 4 平成27年10月23日(金)(募集開始日)において懲戒処分(ただし、故意又は重過失によらないで管理・監督に係る職務を怠った場合における懲戒処分を除く。以下同じ。)を受けている者又は平成27年10月23日(金)から平成27年11月1日(日)まで(募集の期間内)に懲戒処分を受けた者

(注2) 応募者が、次のいずれかに該当する場合には、不認定となる。

- 1 この募集実施要項に適合しない場合
- 2 応募後に、懲戒処分を受けた場合
- 3 懲戒処分を受けるべき行為をしたことを疑うに足る相当な理由がある場合その他応募者に対し認定を行うことが公務に対する国民の信頼を確保する上で支障を生ずると認められる場合
- 4 引き続き職務に従事することが公務の能率的運営を確保し、又は長期的な人事管理を計画的に推進するために特に必要であると認める場合

早期退職に係る募集実施要項

1 募集の目的

組織の年齢別人員構成を適正化し、組織の活性化を図ることを目的として、次のとおり早期退職希望者の募集（国家公務員退職手当法（昭和28年法律第182号）第8条の2第1項第1号）を行う。

2 募集の対象

1等空佐の階級にある者で、平成28年3月25日までに55歳に達している者（注1参照）

3 募集人数

4名

4 募集の期間（10日間）

平成28年2月12日（金）0900から平成28年2月21日（日）1700まで

※都合により募集の期間を延長したときは直ちにその旨周知する。

5 退職すべき期間

平成28年3月25日（金）から平成28年4月1日（金）

※認定に合わせ、当該期間内から退職すべき期日を定め、別に通知する。

※認定後に生じた事情により退職すべき期日に退職されると公務の能率的な運営の確保に著しい支障を及ぼすことになる場合には、本人に対し、その旨及び理由を明示し、隊員本人の書面による同意を得た上で、公務の能率的な運営を確保するために必要な限度で当該期日を延期することがあり得る。

6 応募の手続

- (1) 早期退職募集に応募する者は、「早期退職希望者の募集に係る応募申請書」（付紙第1）に必要事項を記入の上、募集の期間内に受付窓口（所属部隊等の長が指名する者（人事担当者等））に持参により提出する。
- (2) 応募対象者から応募申請の提出を受けた場合、平成28年2月23日（火）1700までに、順序を経て航空幕僚長へ送付（進達）する。
- (3) 航空幕僚長は、選定後、認定又は不認定の通知書を対象者へ交付する（退職すべき期日の2週間前までの交付を予定する。）。
※不認定になる場合は、（注2）のとおり。
- (4) 応募申請書の提出後、応募を取り下げたい場合には、退職すべき期日の前日までに「早期退職希望者の募集に係る応募取下げ申請書」（付紙第2）を応募申請書と同様の方法

で提出する。

7 本件に関する相談先

航空幕僚監部 人事教育部 補任課長

電話：03-3268-3111 (内線) XXXXXXXXXX

(注1) 次のいずれかに該当する職員は応募をすることができない。

- 1 非常勤職員
- 2 臨時的任用職員、法律により任期を定めて任用される職員
- 3 平成28年4月1日(金)までに定年に達する職員
- 4 平成28年2月12日(金)(募集開始日)において懲戒処分(ただし、故意又は重過失によらないで管理・監督に係る職務を怠った場合における懲戒処分を除く。以下同じ。)を受けている者又は、平成28年2月12日(金)から平成28年2月21日(日)まで(募集の期間内)に懲戒処分を受けた者

(注2) 応募者が、次のいずれかに該当する場合には、不認定となる。

- 1 この募集実施要項に適合しない場合
- 2 応募後に、懲戒処分を受けた場合
- 3 懲戒処分を受けるべき行為をしたことを疑うに足りる相当な理由がある場合その他応募者に対し認定を行うことが公務に対する国民の信頼を確保する上で支障を生ずると認められる場合
- 4 引き続き職務に従事することが公務の能率的運営を確保し、又は長期的な人事管理を計画的に推進するために特に必要であると認める場合

早期退職に係る募集実施要項

1 募集の目的

組織の年齢別人員構成を適正化し、組織の活性化を図ることを目的として、次のとおり早期退職希望者の募集（国家公務員退職手当法（昭和28年法律第182号）第8条の2第1項第1号）を行う。

2 募集の対象

1等空佐の階級にある者で、平成28年3月25日までに55歳に達している者（注1参照）

3 募集人数

3名

4 募集の期間（10日間）

平成28年2月12日（金）0900から平成28年2月21日（日）1700まで

※都合により募集の期間を延長したときは直ちにその旨周知する。

5 退職すべき期間

平成28年3月25日（金）から平成28年4月1日（金）

※認定に合わせ、当該期間内から退職すべき期日を定め、別に通知する。

※認定後に生じた事情により退職すべき期日に退職されると公務の能率的な運営の確保に著しい支障を及ぼすことになる場合には、本人に対し、その旨及び理由を明示し、隊員本人の書面による同意を得た上で、公務の能率的な運営を確保するために必要な限度で当該期日を延期することがあり得る。

6 応募の手続

- (1) 早期退職募集に応募する者は、「早期退職希望者の募集に係る応募申請書」（付紙第1）に必要事項を記入の上、募集の期間内に受付窓口（所属部隊等の長が指名する者（人事担当者等））に持参により提出する。
- (2) 応募対象者から応募申請の提出を受けた場合、平成28年2月23日（火）1700までに、航空幕僚長へ送付（通知）する。
- (3) 航空幕僚長は、選定後、認定又は不認定の通知書を対象者へ交付する（退職すべき期日の2週間前までの交付を予定する。）。
※不認定になる場合は、（注2）のとおり。
- (4) 応募申請書の提出後、応募を取り下げたい場合には、退職すべき期日の前日までに「早期退職希望者の募集に係る応募取下げ申請書」（付紙第2）を応募申請書と同様の方法

で提出する。

7 本件に関する相談先

航空幕僚監部 人事教育部 補任課長

電話：03-3268-3111 (内線) XXXXXXXXXX

(注1) 次のいずれかに該当する職員は応募をすることができない。

- 1 非常勤職員
- 2 臨時的任用職員、法律により任期を定めて任用される職員
- 3 平成28年4月1日(金)までに定年に達する職員
- 4 平成28年2月12日(金)(募集開始日)において懲戒処分(ただし、故意又は重過失によらないで管理・監督に係る職務を怠った場合における懲戒処分を除く。以下同じ。)を受けている者又は、平成28年2月12日(金)から平成28年2月21日(日)まで(募集の期間内)に懲戒処分を受けた者

(注2) 応募者が、次のいずれかに該当する場合には、不認定となる。

- 1 この募集実施要項に適合しない場合
- 2 応募後に、懲戒処分を受けた場合
- 3 懲戒処分を受けるべき行為をしたことを疑うに足りる相当な理由がある場合その他応募者に対し認定を行うことが公務に対する国民の信頼を確保する上で支障を生ずると認められる場合
- 4 引き続き職務に従事することが公務の能率的運営を確保し、又は長期的な人事管理を計画的に推進するために特に必要であると認める場合